

平成29年度から

南島原市一般不妊治療・不育治療助成事業スタート

南島原市では、子どもを生み育てたいと思いつながら、不妊などで悩んでおられるご夫婦を支援し、出生率の向上に寄与するため、一般不妊治療・不育症治療に要する費用の一部助成を行います。

平成29年4月1日以降の治療について助成の対象となります。

●対象となる方

助成事業の対象となる方は、市内に住所を有し、助成の対象となる治療の開始日において次の要件を全て満たすご夫婦です。

- ① 夫婦の双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されており、その記録された期間が1年以上であること。
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ③ 各種医療保険に加入していること。
- ④ 治療等を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。
- ⑤ 夫婦とも市税の滞納がないこと。

●助成額と助成期間

助成額は、一人10万円／年を限度に、助成を開始した年度から、通算で3年度（妻の年齢が満43歳に達する年度まで）を助成期間とします。

ただし、1万円／年の自己負担があります。

* 所得制限はありません。

●助成対象となる治療

医師が必要と認める検査や治療（男性不妊治療を含む）が助成対象となります。不妊治療を実施している医院等であれば医療機関の指定はありません。

- ① 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療
（例：タイミング法、薬物療法、手術療法等）
- ② 医療保険適用外の不妊治療の内、体外受精及び顕微授精を除く治療
（例：人工授精等）

ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療又は代理母による治療法は対象とはなりません。

- ③ 治療開始前に不妊原因を調べるための検査、治療の一環として行われる検査、検査の結果、不妊症と診断されなかった場合でも検査費用は助成対象となります。

④ 医療保険適用の有無に関わらず、不育治療及び検査

(例：薬物治療、手術治療、抗体検査、染色体検査等)

- * 文書料や個室料など治療に直接関係のない費用は、助成の対象外です。
また、付加給付及び高額療養費の支給を受ける場合はその額を控除します。

●申請方法及び助成金の支給

検査及び治療を受けた日の属する年度の3月末まで(ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日まで、2月までである場合は翌年度の5月末日まで、3月までである場合は翌年度の6月末日まで)に、申請書に関係書類を添えて各支所、市民サービス課、こども未来課に申請してください。

申請内容を審査のうえ、承認を受けた方に対して、助成決定通知書を郵送するとともに、口座振込により助成金を交付します。

●申請時に必要となる書類等

申請に必要な書類については、各支所、市民サービス課、こども未来課窓口で配布又は南島原市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 南島原市一般不妊治療・不育治療費助成申請書(様式第1号)
- ② 南島原市一般不妊治療・不育治療医療機関受診等証明書(様式第2号)
 - ・治療を受けた医療機関ごとの証明書が必要です。
 - 文書料が発生する場合は申請者の負担となります。
- ③ 戸籍上の夫婦であること及び南島原市に住所を有することが確認できる書類
 - ・住民票謄本等の提出が必要です。
 - ・夫婦が別世帯の場合は夫婦それぞれの住民票抄本と戸籍謄本が必要です。
- ④ 被保険者等であることを証明する書類
 - ・健康保険証等の写しの提出が必要です。
- ⑤ 領収書の原本
 - ・一般不妊や不育症の検査及び治療に係った費用について、医療機関が発行する領収書や院外処方がある場合は薬局等が発行する領収書(薬の明細があれば、一緒に添付)の原本が必要となります。
 - 原本の返却を希望される場合は、コピーを取り、申請者へお返しします。
- ⑥ 納税証明書(市税)

●その他

夫婦のどちらか一方が、他市区町村において同種の助成を受けている場合、同一年度に限り、助成の対象とはなりません。



《お問い合わせ》 南島原市 福祉保健部 こども未来課
(TEL 0957-73-6652)